

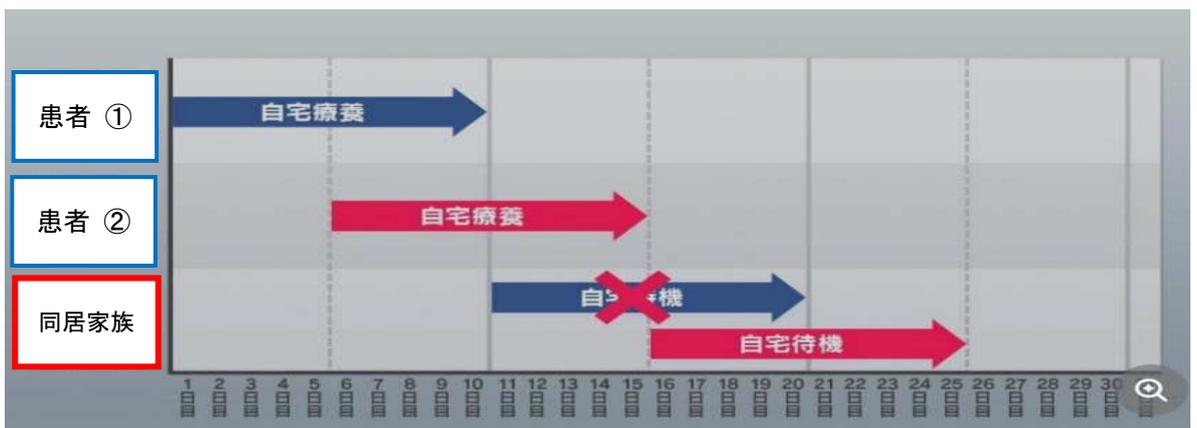
◆ケース1：	園児が患者、同居家族(保護者、兄弟姉妹)が、濃厚接触者の場合。(図1)	
患者【園児】	医師又は保健所から指定された療養最終日(10日目)まで登園不可。	11日目より登園可能。
濃厚接触者【同居家族】	最終接触日を0日とし10日間待機。	更に最終接触日を0日とし10日間待機(計:20日間)
★留意事項	【登園する場合、保育園への送迎は濃厚接触者以外の方でお願いします】	

【図1】
(事例)



◆ケース2：	園児が患者①、同居家族(患者②)が途中で感染。他の同居家族が濃厚接触者の場合。(図2)	
患者①【園児】	医師又は保健所から指定された療養最終日(10日目)まで登園不可。	11日目より登園可能。
患者②(同居家族)	(濃厚接触者) 濃厚接触者だったが、途中から感染。途中から、さらに10日間の療養期間となる。	11日目より解除。
濃厚接触者【同居家族】	患者②の医師又は保健所から指定された療養最終日から10日間、待機期間延長。	更に最終接触日を0日とし10日間待機(計:20日以上)
★留意事項	【登園する場合、保育園への送迎は濃厚接触者以外の方でお願いします】	

【図2】



◆ケース3：	同居家族が患者。園児が濃厚接触者の場合。(図1・図2をケースを変えて参照) (園児が感染せず同居家族が次々感染した場合は、濃厚接触者である園児の待機期間は延長される)	
患者【同居家族】	医師又は保健所から指定された療養最終日(10日目)の療養期間。	11日目より解除。
濃厚接触者【園児】	最終接触日を0日とし10日間待機	更に最終接触日を0日とし10日間待機(計:20日以上)